

令和2年3月16日
全日本空輸健康保険組合

令和2年度介護保険料率の変更について

令和2年2月17日開催の組合会において、下記の通り介護保険料率の変更が承認されましたのでお知らせいたします。

記

1. 令和2年度介護保険料率

1. 8% （現役社員の場合は労使折半となるため、現役社員：0.9%、事業主：0.9%）

2. 変更理由

介護保険法にもとづき市区町村が運営主体となる介護保険は、法律により健保組合が第2号被保険者（40歳～64歳）の介護保険料を事業主経由で徴収して、国に介護納付金として納めています。

そのため、健保組合では国から示される次年度の介護納付金の額をもとに、介護保険料率を計算しており、平成26年度から令和1年度までは1.1%を維持してきましたが、次の理由により、令和2年度は介護保険料率を引き上げざるを得なくなりました。

- ① 高齢化に伴い国全体で要介護認定者等が増加し、それにとまう介護費用が年々増加している。
- ② 平成29年5月の介護保険法改正により、これまで人数割で計算されていた介護納付金が、報酬割（報酬が高い健保組合ほど介護納付金を多く払う）に変更された。
- ③ 法改正にとまう激変緩和措置により、平成29年度から令和1年度までは報酬割による介護納付金の増加が抑制されていた。
- ④ それでも年々増加する介護納付金に対しては、過去の剰余金を取り崩して支払いにあててことで1.1%を維持してきた。
- ⑤ 令和2年度から激変緩和措置がなくなり、介護納付金がすべて報酬割で計算されることになったため、当健保組合の介護納付金が急増し、介護保険料率を引き上げざるを得なくなった。

3. 適用開始時期

（1）現役社員

月例給与： 4月支給の給与から徴収する3月分保険料より

賞与： 3月支給の賞与から徴収する保険料より

※厚生労働省通知により、保険料の会計年度所属区分は「その納期末日の属する年度」とされていることから、4月末を納期として事業主から健保組合に支払われる保険料から適用となります。

(2) 任意継続被保険者、特例退職被保険者

3月に徴収する4月分保険料より（任意継続・特例退職被保険者の保険料は前払いのため）

4. その他

令和2年度の健康保険料率には変更ありません。

ただし、国全体の高齢化が急速に進んでおり、今後、健康保険料率や介護保険料率に変更となる可能性が高まっております。引き続き皆様のご理解をお願いいたします。

以上